

認定事例

(災害補償課)

自転車で出勤途中バイクと衝突し負傷した事案の後遺障害 (第14級第9号)

1 災害を受けた者

A県B市消防団員(56歳)

2 職業

会社社長

3 災害発生日

平成19年6月17日

4 傷病名

左鎖骨骨折、左肩関節脱臼、左足関節挫傷、
左臀部挫傷、左頭部挫創

5 災害発生状況

火災現場に自転車で向かう途中、交差点において左方向から進入してきたバイクと衝突し、負傷したものの。

6 参考

後遺障害に係る治療担当医師の所見は、以下のとおり。

(1) 主訴及び自覚症状

左肩疼痛・運動障害

(2) 他覚症状及び諸検査成績

肩関節可動域制限あり。

【説明】

本件障害については、「障害等級の決定について」(昭和51年12月24日消防消第153号)に基づき、障害の部位・程度から、次の障害のいずれに該当するかを判断した。

①機能障害について

左肩関節の機能障害については、「肩関節の主要運動である屈曲及び外転・内転のいずれか一方が健側の関節可動域角度の4分の3以下に制限されている」と認められた場合、関節の機能障害と判断することとなっている。これを本事案についてみると、屈曲88.9%、外転・内転は88.9%となり、いずれも健側と比して患側である左肩の運動可能領域が4分の3以下に制限された状態にはなく、また、関節可動域制限が4分の3をわずかに(5度)上回る場合、参考運動の関節可動域が4分の3以下に制限されていれば、関節の機能障害と判断することとなるが、これを本事案に当てはめると、屈曲140度、外転・内転140度

肩・運動方向	右自動	左自動	右他動	左他動	制限
屈曲(主要)	180°	150°	180°	160°	88.9%
伸展(参考)	50°	30°	50°	40°	80.0%
外転(主要)	180°	150°	180°	160°	88.9%
内転(主要)	0°	0°	0°	0°	
外旋(参考)	60°	30°	60°	40°	71.4%
内旋(参考)	80°	50°	80°	60°	

左胸鎖関節部の膨張・変形あり。左棘上筋の萎縮、左肩関節の疼痛・運動障害

認定事例

以下である場合となり、これにも該当しない。

したがって、左肩関節の機能障害については障害等級には該当しないものと判断した。

②変形障害について

左胸鎖関節部の変形障害については、「裸体となったとき変形が明らかにわかる程度のも」と認められた場合（「したがって、その変形がエックス線写真等によって、初めて発見し得る程度のもは該当しない。」）、鎖骨の変形障害として判断することとなっているが、左胸鎖骨の変形の程度は、エックス線写真でもはっきりと確認できないほどのごく軽度のものであるとの医学的所見を得ているため、左胸鎖関節の変形障害については障害等級には該当しないものと判断した。

③神経系統の機能障害について

左肩部の疼痛による感覚障害については、

医学的に「受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」と認められた場合、神経障害として判断することとなっている。これを本事案についてみると、「左肩鎖関節の変形治ゆ及び左胸鎖関節の亜脱臼が原因となって肩の神経を圧迫して疼痛を発生させていることが他覚的に認められる」との医学的所見を得ていることから、神経障害に該当するものと判断した。

また、その障害の程度であるが、「強度の疼痛であるとまでは考えられない」との医学的所見を得ており、かつ、「通常生活上及び通常業務において特段の支障はない」との調査報告を受けていることから、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残す」状態であると判断し、障害等級第14級第9号「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断した。